

介護保険についてのお知らせ

問長寿介護課①について☎④443、②について☎④849

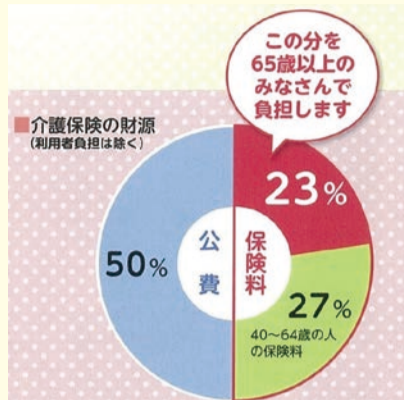
①介護保険制度のお知らせ

介護保険制度は介護が必要な状態にある高齢者とその家族を社会全体で支える社会保険制度です。

介護保険のしくみ

介護保険は、国・県・市が負担する「公費」と、皆さんが納める「介護保険料」を財源として運営しています。

介護が必要になってもできる限り自宅で自立した生活ができるよう、サービスを受けられるしくみを目指しています。



介護保険料の改正

令和6年度から令和8年度までを第9期介護保険料として、介護保険料第1段階から第13段階の保険料負担割合を国基準と同様にしています。住民税非課税の方(第1段階から第3段階)の介護保険料は公費による低所得者の負担軽減が実施されています。

介護保険料の納め方

年金が年額18万円未満の場合…納付書や口座振替で納めます(普通徴収)。

- 市から納付書を送付しますので取扱金融機関などで納めてください。また、外出が難しい方などは、口座振替が便利です。詳しくは、お問い合わせください。

年金が年額18万円以上の場合…年金から天引きされます(特別徴収)。

- 保険料の年額が、年金の支払月の年6回に分けて天引きされます。
- 特別徴収の方でも、一時的に納付書で納める必要がある場合があります。

65歳以上の方の介護保険料の算定の方法

65歳以上の方の介護保険料は、介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに決まります。

$$\text{八潮市に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%} \div \text{八潮市に住む65歳以上の方の人数} = \text{八潮市の保険料の基準額 69,960円(年額)}$$

市では、「基準額」をもとに、本人と世帯の住民税の課税状況や所得に応じた負担になるように、13段階に分けて設定しています。※災害などの特別な事情がある場合は、保険料が減免される可能性がありますので、事前に電話でご相談ください。

介護保険料を滞納すると

特別な事情もなく介護保険料を納めずにいると、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなります。介護保険料は納期限までに納めましょう。

②介護サービス利用の案内

介護が必要になった方は、介護サービスを利用することができます。なお、介護サービスの利用には、要介護認定を受ける必要があります。

要介護認定の流れ

対象者 65歳以上の方または40歳から64歳までの方で特定の病気により介護や支援が必要な状態となった方

申請 長寿介護課へ(地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの代行も可能)

認定調査 市の調査員が自宅へ訪問し、心身の状態などについての聞き取り調査

医師の意見書 市からの依頼により主治医が意見書を作成

介護認定審査会 認定調査と医師の意見書をもとに、医療・介護・福祉の専門家が審査を行い、介護支援の必要の有無や、必要な度合い(要介護度)を判定

サービス利用の流れ(要介護認定後)

要介護1～5と認定された方 居宅介護支援事業者に連絡し、ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼

要支援1・2と認定された方 担当する地域包括支援センターに連絡し、介護予防ケアプランの作成を依頼

※ケアプランとは、介護サービスの種類や内容を決めた計画書のこと

サービスの利用 サービス内容を決定後、サービス事業者と契約を行い、ケアプランに基づいてサービスを利用

※サービスを利用した際には、原則として利用料の1～3割は自己負担となります。また、1～3割の自己負担で利用できる金額には上限(限度額)があります。

後期高齢者医療保険料の改定

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに見直しされています。令和6年度から、次のとおり改定されましたので、お知らせします。

問国保年金課☎④834
埼玉県後期高齢者医療広域連合☎048-833-3120

保険料

年間保険料(上限)	73万円
均等割額	45,930円
所得割率	9.03%

※令和6年度中に75歳になり加入される方は上限80万円
※基礎控除後の総所得金額等が58万円(年金収入211万円相当)以下の方は、令和6年度に限り、所得割率8.42%

均等割額の軽減

保険料率の改定に伴い、次のとおり均等割額の軽減額も変更になります。

軽減割合	軽減後の均等割額
7割軽減	13,700円/年
5割軽減	22,960円/年
2割軽減	36,740円/年

物価高騰対応重点支援給付金

物価高による負担を緩和するため「物価高騰対応重点支援給付金」を給付します。

問社会福祉課☎④801

給付対象

- 新たに令和6年度から住民税均等割非課税となった世帯
- 新たに令和6年度から住民税均等割のみ課税となった世帯

給付額 1世帯あたり10万円

手続き 対象世帯には、6月下旬以降、順次お知らせを発送します。詳しくは、広報7月号または市ホームページをご覧ください。なお、定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付)については、決まり次第お知らせします。

給付金に関するお問い合わせは、**臨時給付金コールセンター**へ
☎050-3502-9115